

平成19年8月31日
経済産業省

北海道ガス(株)からのガス漏れ事故再発防止策に関する報告について

平成19年1月に発生した北海道北見市におけるガス中毒事故については、4月19日に当省から北海道ガス株式会社に対して再発防止に係る嚴重注意及び同社の保安規程の変更に係る命令を行ったところですが、本日、同社からそれらを踏まえて当省に報告がありましたのでお知らせします。

同報告は、①北見市のガス・地盤・導管の特性と事故を踏まえた上での保安規程の見直し、②適切な緊急時対応のための職員の保安教育プログラムや緊急時通報マニュアルの充実・整備、③一酸化炭素を含むガスの天然ガス転換の早期化とその具体的計画、④今回破断したねずみ鑄鉄管の入替えの前倒し実施とその具体的計画等からなるものです。

経済産業省としては、今回の再発防止策が着実に実行され、北見市の住民の方々が安心して都市ガスを利用できるよう、同社への指導を行うとともに、今後、他のガス事業者においてもそれぞれの特性に応じて同様の取組みがなされるよう適切に指導してまいります。

1. 経緯

- (1) 本年1月19日、3名死亡・11名負傷との事故情報を受け、原子力安全・保安院内に「北見市ガス事故対策本部」を設置し、現地に職員を派遣するとともに甘利経済産業大臣から、北海道ガス(株)に対し、事態の拡大防止・早期収拾及び原因の徹底究明等につき指示しました。
- (2) 4月19日、原子力安全・保安院として、「北海道北見市におけるガス漏れ事故について(中間報告)」を取りまとめるとともに、北海道ガス(株)の保安体制をより確実なものとし、事故の再発を防止する観点から、同社に対し嚴重注意を行うとともに、8月31日までにその取組状況を報告するよう指示しました。また、4月27日付けで北海道産業保安監督部長から、同社に対しガス事業法第30条第3項に基づく保安規程の変更を命令しました。

(3) 本日(8月31日)、北海道ガス(株)から原子力安全・保安院長あて再発防止策についての報告がなされるとともに、北海道産業保安監督部長あて変更した保安規程の届出がありました。

2. 北海道ガス(株)の再発防止措置の概要と経済産業省としての評価

(1) 今回の措置の概要

		事故から抽出された問題	再発防止策
安全対策	日頃の活動	北見市の特性(ガス、地盤、導管)の認識不足	<ul style="list-style-type: none"> 保安規程(注1)に、保安出勤や保安教育の実施状況につき定期的に経営に報告する旨規定 北見市の特性や緊急時対応の要点をまとめ、教育プログラムを充実
	緊急時対応	機動的かつ社内連携のとれた対応の不足	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対応の教育を受けた者のみが通報受付を行うよう事故処理要領を改定するとともに、「通報受付マニュアル」を策定し運用開始 「ガス漏えい及び導管事故等処理要領」(注2)に、漏えいが検知されていながら究明には時間を要する際の調査継続や周辺住民への周知等を追加
抜本対策	天然ガス転換	一酸化炭素を含まない天然ガスへの原料転換が未了	<ul style="list-style-type: none"> 天然ガス転換の前倒し[2009年12月→8月](本年4月発表)に関し、着実な事業実施を図るため、工事計画の具体化や需要家への周知等、所要の措置を開始
	経年管対策	地盤の凍結と沈下により破断したねずみ鑄鉄管の存在	<ul style="list-style-type: none"> ねずみ鑄鉄管の入替の前倒し[2015年→2008年](本年4月発表)に関し、適切な実施が可能となるよう対策優先順位(旧河道、道路横断部を最優先)を付した計画を策定 入替完了までの間、年間2回(法定1回に上乗せ)の巡視・検査を実施

(注1) 保安規程：ガス事業法に基づき、ガス事業者が施設の工事や維持・運用における保安を確保するために定めた規程で、当省への届出義務あり。

(注2) ガス漏えい及び導管事故等処理要領：保安規程に基づき、ガス漏えいや導管事故等の処理を行うための具体的な事項を定めた保安規程の付属文書。

(2) 今回の措置の当省としての評価

今回、北海道ガス(株)が当省に報告するとともに公表した再発防止策は、当省のとりまとめた中間報告と当省から同社に対して行った指示に沿ったものであると理解しており、今後、同社が、当該措置を確実に実行していくよう指導してまいり所存です。

3. 他のガス事業者における対策

(1) 一般ガス事業者については、今回の北海道ガス(株)の措置を踏まえ、

- ①供給ガスが一酸化炭素を含むか否か
- ②地盤に関し北見と同様の特性を有するか（冬期の凍結や不等沈下等）
- ③ねずみ鑄鉄管が埋設されているか否か

といった各事業者ごとの特性に応じて、適切な措置が早期に講じられるよう、(社)日本ガス協会とも協力しつつ事業者の指導を行ってまいります。

(2) 簡易ガス事業者については、供給ガスは一酸化炭素を含まず、また、ねずみ鑄鉄管も殆ど埋設されていないものの、一般ガス事業者の対応も考慮しつつ、適切な対応が講じられるよう(社)日本簡易ガス協会とも協力しつつ事業者の指導を行ってまいります。

(本発表資料のお問い合わせ先)

原子力安全・保安院 ガス安全課

担当者：市原、石井

電 話：03-3501-4032

FAX：03-3501-1856